

## 新地町タクシー助成事業業務委託仕様書

### 1 実施期間

(1) 業務委託契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

### 2 業務内容

#### (1) タクシー助成事業において

- ① 新地町内の移動又は新地町内から公立相馬総合病院への移動若しくは公立相馬総合病院から新地町内への移動における運行
- ② 助成対象者（登録者）に対する受付・配車業務。なお、運行時間内において、同時に8台以上が出車できる体制を整えること。
- ③ 助成対象者（登録者）に対するドライバー対応業務。なお、受付時間内に受付し、助成対象者（登録者）からの予約に30分以内の配車ができる体制を整えること。
- ④ 運行料請求及び運行状況報告業務（助成事業に係るタクシー運行に要した費用の請求をする場合は、1箇月分の運行料に係る新地町タクシー助成事業運行料請求書に新地町タクシー助成事業運行状況報告書を添えて、翌月の15日までに町長に請求するものとする。）

(2) タクシー助成事業の運行時間内においては、新地町駅前で最低1台以上、電車のダイヤに合わせ配車の待機ができる体制を整えること。

### 3 事業内容

新地町タクシー助成事業内容については、新地町タクシー助成事業実施要綱（別紙1）のとおり。要綱に規定する登録者が、対象の利用区域でタクシー運転手に登録証を提示した場合、定額料金でタクシーを利用できるもの。

### 4 その他

運行事業者は、事故などのトラブルが発生した際は、運行事業者の責務において対処すること。

○新地町タクシー助成事業実施要綱

令和6年2月19日訓令第8号

改正

令和7年3月21日訓令第17号

新地町タクシー助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、高齢者等の買物や通院等の社会活動を支援するため、新地町タクシー助成事業（以下「助成事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象の範囲)

**第2条** この要綱に定める助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 運転免許証自主返納者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）で障がい程度等級が1級の者、2級の者又は内部障がい3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る。）
- (4) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）でその障害程度がAの者又はBの者（身障手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第124号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障がい等級が1級の者又は2級の者若しくは3級の者（身体障害者手帳又は療育手帳所持者に限る。）
- (6) 妊産婦（母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日の1年後までの者に限る。）
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護2以上の要介護認定を受けた者
- (8) その他町長が特に認める者

2 助成事業は、新地町重度身体障害者タクシー運賃助成事業実施要綱（平成20年訓令第3号）第5条の新地町重度身体障害者タクシー利用券と併用することはできない。

(利用区域)

**第3条** 助成の対象となる利用区域は、新地町内の移動又は新地町内から公立相馬総合病院への移動若しくは公立相馬総合病院から新地町内への移動とする。この場合において、利用者は、タクシーを待機させ、続けて利用することはできないものとする。

(運行日等)

**第4条** 運行日及び運行時間は別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、天災その他やむを得ない事由により運行に支障があると認めるときは、事業者と協議の上、運行日若しくは運行時間を変更し、又は運行を中止することができる。

(助成内容)

**第5条** 助成対象者が助成事業を利用した際の利用料金は、別表第2のとおりとする。

2 第8条の規定により利用登録決定された者が利用登録決定されていない者と同乗する場合は、利用登録決定された者が代表である限り助成の対象とする。

3 利用登録決定された者同士が同一のタクシーを利用したときは、その代表の者が第1項による金額を負担するものとする。

(運行事業者)

**第6条** 運行事業者は、町長が助成事業に関する業務委託契約を締結したタクシー事業者とする。

(交付の申請)

**第7条** 本事業を利用しようとする助成対象者は、第2条第1項第1号から第7号に定める者に該当することを証明する書類等を提示した上で、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 新地町タクシー助成事業利用者登録申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書（第2号様式）

(利用の決定等)

**第8条** 町長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、第2条第1項の規定及びその必要性を検討した上で、登録の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により利用登録の可否を決定したときは、新地町タクシー助成事業利用者（登録・変更）（決定・不決定）通知書（第3号様式）及び新地町タクシー助成事業利用者登録証（第4号様式）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録証の有効期限)

**第9条** 登録証の有効期間は、登録決定日から5年を経過した日が属する年度の3月31日までとする。

(変更申請)

**第10条** 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」）は、次の各号に掲げる事項が生じたときは、新地町タクシー助成事業利用者登録変更（再交付）申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 登録証を紛失したとき。

2 登録証の再交付を受けた者（第1項第2号により再交付を受けた者を除く。）は、従前の登録証を返還しなければならない。

(利用の変更決定等)

**第11条** 町長は、前条の規定による変更（再交付）申請書の提出を受けたときは、第8条の規定に準じて申請者に対し通知するものとする。

(台帳の整備)

**第12条** 町長は、登録者について台帳を整備しておかなければならない。

(資格の喪失)

**第13条** 登録者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、新地町タクシー助成事業利用者登録資格喪失届（第6号様式）に登録証を添えて提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 登録者が町内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) その他の事由により資格喪失について、町長が必要と認めたとき。

(登録証の不正使用の禁止)

**第14条** 登録者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 登録証を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供すること。
- (2) 住所又は氏名に変更が生じたにもかかわらず、登録証を使用すること。
- (3) 資格を喪失した後に、登録証を使用すること。
- (4) 不正による目的又は方法で登録証を使用すること。

(登録証の返還等)

**第15条** 町長は、助成対象者が虚偽の申請、その他不正な手段により登録証の交付を受けた場合には、登録証を返還させ、又は不正に利用した助成事業に係る運行料を請求することができる。

(利用方法等)

**第16条** 登録証を使用できる者は、登録者本人とする。

2 助成事業を利用するときは、タクシー運転手に登録証を提示しなければならない。

(運行料)

**第17条** 町長は、運行事業者に運行料を支払うものとする。

2 運行料は、タクシー運賃と第5条第1項に規定する利用料金との差額とする。

(請求及び支払)

**第18条** 運行事業者は、助成事業に係るタクシー運行に要した費用の請求をする場合は、1箇月分の運行料に係る新地町タクシー助成事業運行料請求書（第7号様式）に新地町タクシー助成事業運行状況報告書（第8号様式）を添えて、翌月の15日までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があつた場合は、内容を審査し、適正であると認めたときは、30日以内にその額を支払うものとする。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月19日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日までに助成事業の登録申請をする方（旧新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」登録者（令和5年度及び令和6年度中に旧新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」を利用した方に限る。）（以下「しんちゃんGO登録者」という。））及び令和7年3月31日時点で新地町タクシー助成事業利用者登録の決定を受けているしんちゃんGO登録者については、令和8年3月31日までは第2条による助成対象者とみなす。

3 助成事業の登録の決定を受けているしんちゃんGO登録者の利用区域は、自宅、町内医療機関への通院（調剤薬局含む。）、町内の買物目的の場所又は公立相馬総合病院への移動とする。

#### 附 則（令和7年3月21日訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の新地町タクシー助成事業実施要綱の規定は、令和7年3月6日から適用する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第4条関係）

種類	運行日	運行時間	受付時間
----	-----	------	------

タクシー助成事業 (新地町内の移動)	月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日 (同法に規定する休日を除く。) までは、運行しない。	午前7時から午後7時	午前7時から午後6時30分まで
タクシー助成事業 (新地町内から公立相馬総合病院間への移動又は、公立相馬総合病院から新地町内への移動)	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日 (同法に規定する休日を除く。) までは、運行しない。	午前7時から午後5時	午前7時から午後5時まで

別表第2 (第5条関係)

種類	利用料金
タクシー助成事業 (新地町内の移動)	500円
タクシー助成事業 (新地町内から公立相馬総合病院への移動又は、公立相馬総合病院から新地町内への移動)	800円

## 第1号様式（第7条関係）

## 新地町タクシー助成事業利用者登録申請書

年 月 日

新地町長 あて

〔申請者〕（窓口に来た人）

住所

氏名

利用者との続柄： 本人 ・ その他（ ）

電話番号

新地町タクシー助成事業を利用したいので、利用者登録を申請します。

記

利 用 者	氏名	□申請者と同じ		性別	男・女
	住所	新地町 □申請者と同じ			
	生年月日	年 月 日			
	電話番号	□申請者と同じ	世帯主		

以下の対象要件のうち該当する項目に□をつけてください

町内に住所を有する70歳以上の方	<input type="checkbox"/>
町内に住所を有する70歳未満の方で以下に該当する方	
運転免許証自主返納者	<input type="checkbox"/>
重度心身障がい者の方	<input type="checkbox"/>
1・2級の身体障害者手帳所持者または内部障がい3級の身体障害者手帳所持者（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がい）	<input type="checkbox"/>
療育手帳Aの所持者	<input type="checkbox"/>
療育手帳Bの所持者であり、かつ身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者	<input type="checkbox"/>
1級の精神障害者保健福祉手帳の所持者	<input type="checkbox"/>
2・3級の精神障害者保健福祉手帳所持者であり、かつ身体障害者手帳または療育手帳の所持者	<input type="checkbox"/>
妊娠婦（母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日の1年後までの方）	<input type="checkbox"/>
要介護2以上の要介護認定を受けた方	<input type="checkbox"/>
令和7年3月31日までに本事業の申請をする助成対象者（旧新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」登録者（令和5年度及び令和6年度中に新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」を利用した方に限る。）及び令和7年3月31日時点で新地町タクシー助成事業利用者登録の決定を受けている方（旧新地町のりあいタクシー「しんちゃんGO」登録者）※令和8年3月31日までの期間のみ有効	<input type="checkbox"/>

個人情報の取扱いに関する同意書

新地町は、新地町タクシー助成事業の実施にあたり、個人情報を下記のとおり取扱うものとします。

記

1. 個人情報の利用目的について

新地町は、新地町タクシー助成事業実施にあたり、個人情報を以下の目的のために利用します。なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。

- (1) 新地町タクシー助成事業利用者の本人確認のため
- (2) 対象者であることの確認のため

2. 個人情報の第三者提供について

新地町は、個人情報は本同意書で定める次の場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者への提供はいたしません。

- (1) 個人情報の提供先

新地町タクシー助成事業を委託するタクシー事業者

- (2) 提供される個人情報の内容

申請様式に記入された個人情報（住所、氏名、電話番号）

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

年       月       日

本人署名

第3号様式（第8条関係）

新地町タクシー助成事業利用者（登録・変更）（決定・不決定）通知書

年 月 日

様

新地町長

印

先に申込されました新地町タクシー助成事業については、下記の通り（登録・変更）（決定・不決定）されたので通知します。

記

登録者	登録証番号			
	氏名		性別	男・女
	住所	新地町		
	生年月日	年 月 日		
	電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯電話)	
タクシー利用開始日				
有効期限				
不決定の理由				
備考				

第4号様式（第8条関係）

（表面）

登録証番号

氏名

住所

生年月日 年 月 日

新地町タクシー助成事業利用者登録証

有効期限 年 月 日まで

年 月 日交付

新地町長

印

（裏面）

【利用方法】

- タクシーを利用されるときは、直接、指定されたタクシー会社に連絡し、この登録証と本人確認できる公的身分証明書を乗車時（最初）に提示してください。
- 利用料金は、降車時に現金でタクシー会社にお支払い下さい。
- 利用者登録された方が一緒に乗車されたときは、どなたか代表の方が代金をお支払い下さい。
- 利用できるのは、新地町内の移動、新地町内から公立相馬総合病院への移動、公立相馬総合病院から新地町内への移動の場合のみです。

（注意事項）

- この「登録証」を提示しない場合は利用できません。
- 予約状況等により、希望の時間に対応できない場合があります。
- 途中の寄り道・下車・車両の待機はできません。
- 重度心身障がい者タクシー利用券と併用はできません。
- 助成の対象に該当しなくなったときは、返還してください。
- 住所、氏名、電話番号に変更があったときは、変更申請をしてください。
- この「登録証」を紛失したときは、再交付申請をしてください。

第5号様式（第10条関係）

新地町タクシー助成事業利用者登録変更（再交付）申請書

年 月 日

新地町長 あて

[申請者]

住所

氏名

登録者との続柄： 本人 ・ その他（ ）

電話番号

新地町タクシー助成事業利用者登録の変更（再交付）について、次の通り申請します。

記

登録者	登録証番号	※登録証に記載の登録証番号を記入	
	氏名	※登録証に記載の氏名を記入	
	住所	新地町 ※登録証に記載の住所を記入	
	変更内容 ※該当の右欄 に変更後の内 容を記載 ※紛失の場合 は、その他の 欄に「紛失」 と記載	登録証番号 (役場記入欄)	
		住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
		氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
		電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
その他			

第6号様式（第13条関係）

新地町タクシー助成事業利用者登録資格喪失届

年 月 日

新地町長 あて

〔届出人〕

住所

氏名

登録者との続柄： 本人 ・ その他（ ）

電話番号

新地町タクシー助成事業利用者登録について、次により資格がなくなったので届出します。

記

登録者	登録証番号	※登録証に記載の登録証番号を記入
	氏名	※登録証に記載の氏名を記入
	住所	新地町 ※登録証に記載の住所を記入
	資格喪失理由	1 助成の対象に該当しなくなったため 2 町外へ転出したため 3 死亡したため 4 その他（ ）
	理由発生年月日	年 月 日

第7号様式（第18条関係）

年 月 日

新地町長 あて

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名

印

新地町タクシー助成事業運行料請求書

年 月 分の新地町タクシー助成事業運行料について、新地町タクシー助成事業実施要綱第17条の規定により、下記の通り請求します。

記

1. 請 求 金 額 円

2. 振込先口座情報

金融機関名 :

支店名 :

口座の種別 :

口座番号 :

口座名義 :

カナ :

## 第8号様式（第18条関係）

新地町タクシー助成事業運行状況報告書（ 年 月）